

公立大学法人広島市立大学職員表彰規程

平成23年3月30日

規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学職員就業規則（平成22年公立大学法人広島市立大学規則第2号。以下「就業規則」という。）第43条第2項の規定に基づき、公立大学法人広島市立大学の職員の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰事案の審査)

第2条 理事長は、職員が、就業規則第43条第1項各号のいずれかに該当すると認める場合は、必要に応じて当該事案を人事委員会の審議に付すことができる。

(表彰の決定)

第3条 理事長は、前条の審議の結果も踏まえ、表彰を決定する。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状を授与して行う。

2 表彰には、副賞として賞金又は賞品を添えることがある。

3 表彰は、理事長が定める日に行うものとする。

(追彰)

第5条 職員が、死亡後において表彰を受ける者に決定したときは、その死亡の日を遡ってこれを表彰する。この場合においては、当該職員の遺族に表彰状及び記念品を授与することとし、遺族の範囲及び順位については、公立大学法人広島市立大学職員退職手当規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規則第52号）第2条の2の規定を準用する。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、職員の表彰に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年3月30日から施行する。